

【タイ】タイ知的財産局（DIP）における年末年始期間の特別なファストトラック商標登録出願手続きについて

2025 年 12 月 23 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイ知的財産局（DIP）における年末年始期間の特別なファストトラック商標登録出願手続きについて、お知らせいたします。

DIP は、年末年始の貿易障壁解消と起業家支援のため、「2026 年年末年始期間における商標登録出願結果の特別告示」を発表しました。これにより、年末年始に限り商標登録出願の処理を迅速化する特別窓口が設けられ、日系企業も在タイ代理人を通じたオンライン出願において利用することが可能です。

この特別なファストトラック商標登録出願手続きは、以下の要件で行われます。

(1) ファストトラック経由で登録を希望する商標について、以下のいずれかのデータベースで類似性の有無を実施し、出願人が調査した結果を出願書類に添付すること。

- ・ DIP データベース (search.ipthailand.go.th) ・ 欧州連合知的財産庁（EUIPO）の TM View (<https://www.tmdn.org/tmview/#/tmview>)
- ・ 世界知的所有権機関（WIPO）の Global Brand Database (branddb.wipo.int/branddb)

(2) 2025 年 12 月 15 日から 2026 年 1 月 31 日までの期間に、DIP の電子申請システムを通じてオンラインで出願し、ファストトラックプログラムへの参加意思を明記すること。

(3) 各出願は 1 区分までで、最大 5 商品・役務まで。DIP が定める商品および役務の区分に従うこと（DIP ウェブサイトで確認可能）。なお、出願商標の種類に制限はなし。

上記要件を満たし手順に従った出願は早期審査が行われ、出願日から 3 ヶ月以内にファーストアクションが発出されます（通常は平均 10.5 ヶ月）。

なお、マドリッド協定に基づく国際商標登録出願については本取組が実施されませんのでご注意ください。

情報公開日

2025 年 12 月 19 日

URL 等

<https://www.thailandplus.tv/archives/983325>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。